

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	薬 務 行 政 室
◎ 告 示	
○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正	総 務 文 書 課
・保安林の指定	林 政 課
・保安林の指定の予定	"
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・洪水浸水想定区域の指定	河 川 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・土地収用法に基づく事業の認定	用 地 課
◎ 公 告	
・長崎県労働委員会の使用者委員候補者の推薦	雇 用 労 働 政 策 課
◎ 議 長 訓 令	
○長崎県議会事務局規程の一部改正	議 会 事 務 局
◎ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 監 査 委 員 訓 令	
○長崎県監査事務局組織規程の一部改正	監 査 事 務 局

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第16号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和39年長崎県規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(薬局管理者の薬局外薬事従事の許可)</p> <p>第3条 法第7条第4項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、薬局等外薬事従事許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(許可証の書換え、再交付の申請及び返納)</p> <p>第4条 法第7条第4項ただし書の規定により許可を受けた者が、その氏名又は住所を変更したときは、薬局等外薬事従事許可証書換え交付申請書(様式第3号)に前条第2項の許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(店舗販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第5条 前2条の規定は、法第26条の店舗販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び前条第1項中「法第7条第4項ただし書」とあるのは、「法第28条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>(卸売販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第9条 第3条及び第4条の規定は、法第34条の卸売販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び第4条第1項中「法第7条第4項ただし書」とあるのは、「法第35条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>(販売従事登録証の返納)</p> <p>第12条 法第36条の8第2項の規定により販売従事登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、販売従事登録証返納届書(様式第10号)に登録証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省令第159条の10第5項の規定(同項第2号又は第3号に該当する場合に限る。)により登録を消除された者が、省令第159条の13第2項の規定により登録証を知事に返納しようとするとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(再生医療等製品の販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第14条 第3条及び第4条の規定は、法第40条の5の再生医療等製品の販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び第4条第1項中「法第7条第4項ただし書」とあるのは、「法第40条の6第2項ただし書」と読み替えるものとする。</p>	<p>(薬局管理者の薬局外薬事従事の許可)</p> <p>第3条 法第7条第3項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、薬局等外薬事従事許可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(許可証の書換え、再交付の申請及び返納)</p> <p>第4条 法第7条第3項ただし書の規定により許可を受けた者が、その氏名又は住所を変更したときは、薬局等外薬事従事許可証書換え交付申請書(様式第3号)に前条第2項の許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(店舗販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第5条 前2条の規定は、法第26条の店舗販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び前条第1項中「法第7条第3項ただし書」とあるのは、「法第28条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>(卸売販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第9条 第3条及び第4条の規定は、法第34条の卸売販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び第4条第1項中「法第7条第3項ただし書」とあるのは、「法第35条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>(販売従事登録証の返納)</p> <p>第12条 法第36条の8第2項の規定により販売従事登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、販売従事登録証返納届書(様式第10号)に登録証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省令第159条の10第4項の規定(同項第2号又は第3号に該当する場合に限る。)により登録を消除された者が、省令第159条の13第2項の規定により登録証を知事に返納しようとするとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(再生医療等製品の販売業の業務の管理への準用)</p> <p>第14条 第3条及び第4条の規定は、法第40条の5の再生医療等製品の販売業の許可を受けた者について準用する。この場合において、第3条第1項及び第4条第1項中「法第7条第3項ただし書」とあるのは、「法第40条の6第2項ただし書」と読み替えるものとする。</p>

様式第1号中「㊟」及び(注意)を削る。

様式第2号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に、「第28条第3項」を「第28条第4項」に、「第35条第3項」を「第35条第4項」に改める。

様式第4号中「㊟」及び(注意)を削る。

様式第6号及び様式第7号中「印」及び注1を削る。

様式第9号中「印」を削り、同様式注2)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中注4)を削る。

様式第10号中「印」を削る。

様式第11号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の第3条から第5条まで、第9条及び第14条の規定並びに様式第2号の規定は、令和3年8月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第190号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 財政課関係						別表（第2条関係） 財政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県交通事業会計補助金	長崎県交通事業の財政の健全化に資する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定に基づき補助の必要がある次に掲げる経費 (1)～(3) 略 (4) <u>訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る緊急対策に要する経費</u>	略		1	長崎県交通事業会計補助金	長崎県交通事業の財政の健全化に資する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定に基づき補助の必要がある次に掲げる経費 (1)～(3) 略	略	

長崎県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町若松郷字小島ノ浦131の1（次の図に示す部分に限る。）、133、134の3、134の9、135の48、135の69、135の70、字一本松136の51（次の図に示す部分に限る。）、136の14、136の24、136の26、136の31、136の53

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市上県町女連字江川ノ町44（次の図に示す部分に限る。）、字コヘ平112、114、117の3、165
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 北野千々石線
道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町富津字甲手ン崎4261番1地先から 雲仙市小浜町富津字甲手ン崎4239番4地先まで	前	10.3~20.3	75.4	
	後	22.6~30.3	75.4	

長崎県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 北野千々石線
道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町富津字甲手ン崎4239番4地先から 雲仙市小浜町富津字魚道4200番7+4226番1+4226番3地先まで	前	6.2~23.5	90.7	
	後	18.9~37.2	90.7	

長崎県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 唐崎岬線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町廻字ヌカシ1番11地先から 対馬市豊玉町廻字ヌカシ1番9地先まで	前	7.1~7.5	76.7	
	後	20.9~26.2	76.7	

長崎県告示第196号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川八郎川水系八郎川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び長崎振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
対馬(厳原)-(急)-206	対馬市厳原町棧原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
対馬(厳原)-(急)-206-2	対馬市厳原町棧原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(厳原)-(急)-286	対馬市厳原町棧原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上県)-(急)-11	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
対馬(上県)-(急)-11-2	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

対馬(上県)-(急)-12	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-14	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-15	対馬市上県町西津屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-39	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-39-2	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-39-3	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-40	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-41	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-59	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-59-2	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-63	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-64	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-65	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-69	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-70	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-73	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-74	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-85	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-91	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-91-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-92	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-93	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-94	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-95	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-96	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-97	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-98	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-98-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-98-3	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-98-4	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-99	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-100	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-101	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-102	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-103	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-103-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-104	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-105	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-111	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-114	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-114-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-117-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-118	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-118-2	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-118-3	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-119	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-127	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-129	対馬市上県町佐須奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-140	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-140-2	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-142	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-143	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-144	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-149	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-149-2	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-151	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-158	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-160	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-161	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-163	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-165	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-171	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-171-2	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-172	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-184	対馬市上県町佐護	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-193	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-193-2	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-206	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-206-2	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-238	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-238-2	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-243	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-243-2	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-245	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-245-2	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-246	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-247	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-249	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-250	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-254	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-255	対馬市上県町志多留	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-256	対馬市上県町伊奈	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-271	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-272	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-275-2	対馬市上県町御園	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-276	対馬市上県町御園	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-277	対馬市上県町御園	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-277-3	対馬市上県町御園	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-278	対馬市上県町御園	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-280	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-280-2	対馬市上県町越高	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-286	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-286-2	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-300	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-307	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-307-2	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-308	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-308-2	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-314	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-315	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-316	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-317	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-318	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-319	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-320	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域
対馬(上県)-(急)-321	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-321-2	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-321-3	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-336	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-337	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-339	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-343	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-343-2	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-344	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-344-2	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-345	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-345-2	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-347	対馬市上県町犬ヶ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-358	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-359	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-361	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-363	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-366	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-367	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-368	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-369	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-370	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-370-2	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-371	対馬市上県町瀬田	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-372	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-373	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-376	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-383	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(急)-384	対馬市上県町飼所	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-386	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-393	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-397	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-398	対馬市上県町檜滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-415	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-416	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-417	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-418	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-428	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-429	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-434	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-435	対馬市上県町久原	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-437	対馬市上県町鹿見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(急)-442	対馬市上県町女連	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-027	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-027-2	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-028	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-028-2	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-028-3	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-028-4	対馬市上対馬町鱒浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-031	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-055	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-067	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-067-2	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-069	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-070	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-085	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-086	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-088	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-088-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-089	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-090	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-090-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-091	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-092	対馬市上対馬町豊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-099	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-100	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-101	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-102	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-104	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-107	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-109	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-111	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-114	対馬市上対馬町河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-125	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-125-2	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-126	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-127	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-130	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-131	対馬市上対馬町大浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-149	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-151	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-152	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-156	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-173	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-173-2	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-186	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-187	対馬市上対馬町泉	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-208	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-211	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-212	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-213	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-214	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-215	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-215-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-215-3	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-216	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-220	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-221	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-222	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-222-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-223	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-223-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-227	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-230	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-231	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-232	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-232-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-233	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-236	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-236-2	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-238	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-238-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-238-3	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-239	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-240	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-240-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-240-3	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-241	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-242	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-243	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-244	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-244-2	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-244-3	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-245	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-245-2	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-246	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-246-2	対馬市上対馬町古里	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-247	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-247-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-248	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-249	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-250	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-250-2	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-251	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-252	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-256	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-256-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-257	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-257-2	対馬市上対馬町比田勝	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-258	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-259	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-265	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-267	対馬市上対馬町西泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-285	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-287	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-287-2	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-307	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-310	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-312	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-314	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-316	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-317	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-318	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-318-2	対馬市上対馬町大增	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-319	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-320	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-321	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-322	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-325	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-328	対馬市上対馬町浜久須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-329	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-330	対馬市上対馬町玖須	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-331	対馬市上対馬町大増	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-332	対馬市上対馬町大増	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-357	対馬市上対馬町網代	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-367	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-377	対馬市上対馬町富浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-378	対馬市上対馬町富浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-379	対馬市上対馬町富浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-379-2	対馬市上対馬町富浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-380	対馬市上対馬町富浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-389	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-390	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-392	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-394	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-397	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-414	対馬市上対馬町舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-421	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-421-2	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-426	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-427	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-428	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-429	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-429-2	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-429-3	対馬市上対馬町唐舟志	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-435	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-436	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-438	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-439	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-456	対馬市上対馬町五根緒	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-474	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-481	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-484	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-484-2	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-493	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-498	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-506	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-509	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-510	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-510-2	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-515	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-516	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-517	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-518	対馬市上対馬町琴	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-532	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-533	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-534	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-534-2	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-534-3	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-535	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-536	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-541	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-541-2	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-541-3	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-543	対馬市上対馬町芦見	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-545	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-546	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-558	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(急)-558-2	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-562	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-563	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-565	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-566	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-569	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-569-2	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-571	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-572	対馬市上対馬町一重	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-573	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-576	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(急)-577	対馬市上対馬町小鹿	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-4	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-5	対馬市上県町西津屋	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-33	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-34	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-35	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-36	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-37	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(土)-39	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-42	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-43	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-44	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-45	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-46	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-48	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-49	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-51	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-52	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-61	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-64	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-66	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-70	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-71	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-72	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-73	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-74	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-85	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上県)-(土)-86	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-90	対馬市上県町佐須奈	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-111	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-113	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-116	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-117	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-118	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-133	対馬市上県町佐護	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-256	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-259	対馬市上県町瀬田	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-260	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-262	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-263	対馬市上県町檜滝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上県)-(土)-266	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-290	対馬市上県町飼所	土石流	警戒区域
対馬(上県)-(土)-311	対馬市上県町久原	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-004	対馬市上対馬町鱒浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-011	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-012	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-015	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-021	対馬市上対馬町鰐浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-022	対馬市上対馬町鰐浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-023	対馬市上対馬町鰐浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-025	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-026	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-027	対馬市上対馬町豊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-037	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-038	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-039	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-044	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-046	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-047	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-048	対馬市上対馬町河内	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-054	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-070	対馬市上対馬町泉	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-082	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-088	対馬市上対馬町大浦	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-094-2	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-097	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-098	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-099	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-104	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-107	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-108-2	対馬市上対馬町古里	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-117	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-118	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-119	対馬市上対馬町古里	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-120	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-122	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-124	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-128	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-129	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-130	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-131	対馬市上対馬町比田勝	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-132	対馬市上対馬町網代	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-134	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-135	対馬市上対馬町西泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-159	対馬市上対馬町網代	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-172	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-172-2	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-174	対馬市上対馬町玖須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-177	対馬市上対馬町玖須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-183	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-186	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-186-2	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-188	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-189	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-190	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-191	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-195	対馬市上対馬町浜久須	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-212	対馬市上対馬町富浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-218	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-224	対馬市上対馬町大增	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-226	対馬市上対馬町舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-228	対馬市上対馬町唐舟志	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-245	対馬市上対馬町五根緒	土石流	警戒区域、特別警戒区域

対馬(上対馬)-(土)-271	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-272	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-288	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-289	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-291	対馬市上対馬町琴	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-299	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-299-2	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-300	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-301	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-304	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-306	対馬市上対馬町芦見	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-321	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-327	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-330	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-334	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-335	対馬市上対馬町小鹿	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-339	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-340	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域
対馬(上対馬)-(土)-341	対馬市上対馬町一重	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎県告示第198号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

第1 起業者の名称 時津町

第2 事業の種類 町道子々川日並線改築工事（長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内から同町子々川郷字城ノ尾地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田、字石垣及び城ノ尾地内

2 使用の部分 長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田、字石垣及び城ノ尾地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、「町道子々川日並線改築工事（長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内から同町子々川郷字城ノ尾地内まで）」（以下「本件事業」という。）であり、町道子々川日並線（以下「本路線」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道にあたることから、本件事業は法第3条第1号に掲げる「道路法による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である時津町は、道路法第16条第1項の規定により、道路管理者であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内の一般国道206号（以下「国道」という。）との接続点を起点として、同町日並郷字久保地内の町道日並中央線、町道日並左底線及び町道道木線との接続点を終点とする延長2.7kmの道路であり、準幹線道路として地域住民の通勤、通学等の日常生活を支えるうえで重要な役割を果たしている。

一方、本路線と接続する国道は、長崎市と佐世保市を結ぶ基幹道路となっており、更に役場や学校などの公共施設や商業施設及び住宅地が連たんすることから、地域内交通と通過交通が輻輳して慢性的な交通渋滞が発生している。

このため長崎県では、国道のこうした渋滞の解消を図ること等を目的として、西彼杵道路の一環となる自動車専用道路である、一般県道奥ノ平時津線（以下「県道」という。）の改築工事（以下「時津工区」という。）を計画し、令和5年3月に供用開始するため工事を施行している。

時津工区の完成により国道から県道へ通過交通等が転換されることとなるが、本路線は町道日並左底線を介して国道と県道のアクセス道路となる位置にあることから、転換された通過交通の多くが流入すると予想されている。因みに長崎県の予測では、令和5年3月の時津工区の供用開始時には、本路線の交通量は8,400台/日であり、現状の自動車交通量は668台/12hから大幅に交通量が増加することが予測されている。

しかしながら、本路線は道路幅員が4m未満の幅員狭小区間が約1km存しており、普通自動車等の円滑な相互通行が困難な状況であるため、交通量が大幅に増加すれば交通渋滞等の発生により地域住民の生活道路としての機能に大きな支障を及ぼすほか、国道と県道のアクセス道路としての機能も発揮できない状況となる。また、本路線周辺には住家が存し、時津町立時津北小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていないことから、歩行者等と通行車両のすれ違い時には交通事故の危険性が非常に高く、安全性が確保できない状況となる。

本件事業の完成により、時津町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月26日 条例第20号）（以下「町条例」という。）第3種第4級の規格を有する2車線道路が整備されることは基より、時津

工区の完成・供用によって著しく増加することとなる自動車交通量(8,400台/日)を渋滞が生じることなく処理できる。また、幅員2.2mの歩道が新たに整備されることにより、自動車交通と歩行者交通が分離され歩行者等の安全な通行の確保が図られるものであることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が令和2年11月に任意で行った調査によると、大気質等については環境基準等を満たしていると認められる。

なお、起業者は、工事中における資機材の運搬車両の走行に係る騒音等が環境保全目標値を若干上回るため、消音器の設置等を実施して常に正常な運転を行うように徹底を図るなどの環境保全措置を講じていることとしている。

また、起業者は、本件事業区間及びその周辺の土地において、動植物については有識者ヒアリングを経て、本件事業は既存道路の改築であり、周辺に同様の環境が残ることなどから生息及び生育に対する影響は小さい、または保全措置の実施により影響が低減されると予測している。

そのため、起業者は、主な保全措置として、絶滅危惧種であるカスミサンショウウオ等については工事中発見された場合、工事区域外へ逃がすこととしている。また、子々川川の下流にヒロクチカノコ等、日並川の下流にウミナ等の絶滅危惧種が生育していることから、工事で発生した土砂等が下流側に流出しないようシフトフェンス等の保全措置を講ずることとしている。

起業者は、本件事業区内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、工事施工中に遺跡や埋蔵文化財が発見された場合には、専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の安全で円滑な交通の確保及び歩行者等の安全な通行を図ることを目的とし、町条例第3種第4級の規格に基づき、2車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は町条例の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、①現道の良好な線形を利用拡幅する案(以下「申請案」という。)、②現道の南東に位置する山の山すそを通過することによって現道沿線の集落をかわした後、現道の良好な線形を利用拡幅し終点に至る案、③起点から南方向に直進する形で現道沿線の集落をかわした後、現道の良好な線形を利用拡幅して終点に至る案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、移転対象物件は3案中中位であるものの、土工バランスは3案中最も良く施工性に優れていること、事業費が3案中最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、町条例第3種第4級の規格を有し、自動車交通と歩行者交通が分離された道路を整備することにより、時津工区の完成・供用(令和5年3月)によって著しく増加することとなる自動車交通量(8,400台/日)を渋滞することなく、処理するとともに歩行者等の安全な通行を確保しようとするものであり、令和5年3月の時津工区の完成・供用までには完成・供用する必要があることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、子々川自治会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20

条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 時津町役場（都市整備課）

公 告

長崎県労働委員会の使用者委員候補者の推薦（公告）

第40期長崎県労働委員会の使用者委員1名の辞意の表明に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、長崎県労働委員会使用者委員の補欠の委員を任命したいので、下記の資格を有する使用者団体に対し、委員候補者の推薦を求める。

令和3年3月12日

長崎県知事 中村 法道

1 推薦する使用者団体の資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみ組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であること又はその業務の主要部分である使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 労働組合法又は他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

3 使用者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

(1) 別記様式による候補者推薦書

(2) 推薦する使用者団体の定款等の規約及び事業報告書

(3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

4 推薦書類の提出期限

令和3年3月25日（木）17時

6 推薦書類の提出先

長崎県産業労働部雇用労働政策課

（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

別記様式

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

長崎県労働委員会使用者委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、第40期長崎県労働委員会使用者を代表する委員の候補者として、次の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属団体及び役職名	所属職場及び地位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書と委員就任内諾書 各1通
- 2 定款等の規約
- 3 直近の業務報告書

内 諾 書

長崎県労働委員会第四十期委員に就任することを内諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

長崎県知事 中村法道様

議 長 訓 令

長崎県議会議長訓令第1号

長崎県議会議務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

長崎県議会議長 瀬川 光之

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 前条第1項に定める各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 議事課 略 政務調査課 (1)~(11) 略 (12) 政務活動費に関する <u>こと</u> 。 (課長の決裁事項) 第9条 略 2 略 3 <u>総務課長は、次に掲げる事項について総務事務センター長に決裁させることができる。</u> (1) <u>所属職員(局長、次長を含む。)の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。</u> (2) <u>歳出予算及び歳入歳出外現金の支出命令に関すること。</u> (3) <u>会計年度任用職員等の雇用保険個人負担分の調定収入に関すること。</u> (4) <u>会計年度任用職員等に係る雇用保険関係の事務手続きに関すること。</u>	(分掌事務) 第3条 前条第1項に定める各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 議事課 略 政務調査課 (1)~(11) 略 (12) 政務活動費に関する <u>こと(支出事務を除く。)</u> 。 (課長の決裁事項) 第9条 略 2 略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第5号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年3月12日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

1	50分の1の数	22,460 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	240,370 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数 長 崎 市	116,797 人

佐世保市・北松浦郡	72,991	人
島原市	12,413	人
諫早市	37,603	人
大村市	26,172	人
平戸市	8,653	人
松浦市	6,234	人
対馬市	8,440	人
壱岐市	7,278	人
五島市	10,492	人
西海市	7,674	人
雲仙市	11,982	人
南島原市	12,722	人
西彼杵郡	19,318	人
東彼杵郡	10,109	人
南松浦郡	5,445	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
二二
二四

監査委員訓令

長崎県監査事務局組織規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

長崎県代表監査委員 瀨本 磨毅穂

長崎県監査委員訓令第1号

長崎県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

長崎県監査事務局組織規程（昭和45年長崎県監査委員訓令第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(課の所掌事務) 第3条 監査課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>財務監査及び行政監査に関すること。</u> (7) <u>例月出納検査に関すること。</u> (8) <u>決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査並びに内部統制評価報告書審査に関すること。</u> (9) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u> (10)～(13) 略	(課の所掌事務) 第3条 監査課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>現金の出納検査、定期監査及び随時監査並びに決算審査に関すること。</u> (7) <u>行政監査に関すること。</u> (8) <u>基金の運用状況の審査に関すること。</u> (9) <u>県が財政的援助を与えているもの等の監査に関すること。</u> (10)～(13) 略

印刷所
長崎市権島町八番十二号

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ク
弥ク